

外語会会費制度の改訂

外語会の活性化と大学支援の強化を目指して

～ 東京外語会理事会からの説明 ～

I. 改訂会費制度の骨子（平成 24 年 4 月 1 日より実施）

- (1) 年会費 6,000 円（ただし 150,000 円を一括支払いする場合はこれをもって終身会費とする）
- (2) 学生会員特例：平成 24 年 4 月以降の入学生ならびに平成 24 年 3 月末現在未加入の在生には 10 年分の会費として 30,000 円（年 3,000 円に相当）を前納することを要請する（11 年目以降は年会費 6,000 円）。
- (3) 60 歳以上の卒業生については 50,000 円の一括支払いをもって終身会費とする。
- (4) すでに終身会費を支払い済みの会員については一口年 3,000 円の賛助会費の支払いを任意でお願いする。
- (5) 支払い方法：学生の場合の前納金や終身会費の支払いを除き、原則、貯・預金口座からの自動引き落としとする。
- (6) 年会費の滞納が 3 年以上続いた場合には会員資格を喪失せしめる。（定款第 10 条第 5 項）
- (7) 経過措置
 - * 1. 平成 24 年 3 月 31 日現在終身会費分納中の会員については残額の支払いを行うことをもって終身会員とする。ただし本経過措置は平成 28 年 3 月 31 日をもって終了。
 - * 2. 現行制度のもと終身会費のうち 30,000 円を支払った学生会員については残額の支払いをもって終身会員とする。ただし本経過措置は平成 28 年 3 月 31 日をもって終了。

II. 会費制度改訂の趣旨

今回の会費制度改訂に至った趣旨は以下のとおりです。

- (1) 現在は 50,000 円の終身会費制度となっていますが、これは 1988 年以降 23 年間据え置れたままとなっており、88 年当時は年会費 3,000 円との選択が可能（93 年終身会費一本となった）でしたが終身会費 50,000 円を年会費に換算すると約 16 年分となります。即ち、16 年分を支払うことにより一生涯サービスを受けることが可能な制度で当時の高金利を考慮したとしてもかなり無理があったといえます。また、この間不景気な時期があったとしても 23 年間据え置きでは外語会の活動が縮小均衡に向かわざるを得なかったと考えられます。
- (2) 因みに過去 5 年間の外語会の収入はほぼ 2,000 万円/年程度でそのうち事務費（事務局人件費、事務室借料、光熱費）および会報費を含む固定費が 1,900 万円で、残りの僅か 100 万円程度が新規事業に回せる費用ということになっています。ただし、過去 2 年間に絞ると収支は赤字で、22 年 3 月末現在累積赤字が 600 万円に達しております。外語会の経費支出は事務局費を除き役職員に対する報酬はゼロ、飲食費はすべて自弁という原則を守っております。また、事務費についても極力節約に努めておりこれ以上の支出削減は困難といわざるを得ません。
- (3) 本来、終身会費は会員の生涯にわたって外語会の活動に使用されるべきものにも拘わらず、16 年間相当の会費ではカバーしきれないことは明らかであり、入会時の終身会費を当該年度の活動費として振り当てる不健全な経営を余儀なくされて参りました。年会費制度の導入は当該年度に受け取った会費収入を当該年度の活動費として使用するという原則を担保するものという意味も含んでおります。
- (4) 外語会の主たる目的は会員に対するサービスの提供と大学に対する支援にありますが、最近では上記の財政事情もあり少ない資源をどちらかと言えば大学に対する支援に傾注してま

いました。

新たな課題として大学の法人化以来、大学に対する運営交付金が毎年削減される中であって大学はその存続をかけて教育内容のさらなる充実を迫られています。外語会はこれまで寄付講義（1～2年生を対象に先輩がそのキャリアを語り学生に将来の人生設計上の指針を与えるというもの）、外語会奨学金制度、外交官養成講座の提供など行ってまいりました。今後同種の支援がますます求められ、外語会はその期待に応えていく必要があります。

- (5) 一方会員に対するサービスの面では、年3回の会報作成に加え、文化講演会を年2回から3回に増やしたこと、また、ホームページの改訂により、会員に対する情報提供強化と会員相互のコミュニケーションを活発化させるなど努力を続けてまいりました。中でも卒業生のうち若年層にもっと外語会の活動に参加してもらいたいという願いをこめ昨年より「平成の会」を立ち上げました。また、新たな会員を獲得するためにも魅力のある環境作りが必要で、たとえば外語会ラウンジを立ち上げ、会員が寛いで集まれる場所の提供なども検討中です。
- (6) 大学に対する支援も会員に対するサービスの強化も外語会の会費収入の増加なくしては実現できません。かかる現状にあって、外語会理事会は過去2年に亘り会費制度の見直し検討を続けてまいりましたがようやく先に述べましたとおり新制度の概要がまとまり平成24年4月1日よりの実施を目指しております。
- (7) なお、会費制度改訂後の収支については会費収入がどのようなレベルになるか不確定要素が多くかなりラフな予測にならざるを得ませんが以下のとおりと見込んでおります。

	会費収入	収入合計	既存支出	新規事業支出	(単位：千円)
平成22年度	29,417	32,392	26,100	—	
平成23年度	27,000	29,800	30,830	—	
平成24年度	35,000	37,800	27,630	10,170	
平成25年度	39,000	41,800	27,630	14,170	
平成26年度	34,600	37,400	27,630	9,770	

(注) 平成22年度の数字は実績見込み

平成27年度までは、既存の会費制度が並存している関係で会費収入が年度により上下し不安定ですが28年度以降は新会費制度が定着し毎年会員が増加することにより会費収入は安定的に増加すると予想され、その結果新規事業に対する支出を増やすことが出来ると期待されます。

III. 今後の進め方

- (1) 会費については定款9条により理事会において定めることとされており、理事会では上記Iの「骨子」について本年4月に決議を行っており、今後は平成24年4月の実施に向けて細部にわたる検討と会費規則の作成を行います。
- (2) 理事会での最終決議は本年11月を予定しており、決定事項は来年2月1日発行予定の外語会報に掲載するほか外語会ホームページでもご覧になれます。

IV. お願い

以上のとおり、このような改訂に至りました経緯にご理解をいただきたくお願い申し上げます。終身会費を支払い済みの会員各位には新たに「賛助会費」という形でご協力をお願いいたたく、新制度の下に入会される方々との負担の差を埋めるというお気持ちを持ってお申し込みいただきたく予めお願い申し上げる次第です。誤解を避けるため賛助会費はあくまでも任意であることを改めて申し添えます。

ご疑問やご提案があれば、事務局宛にご連絡ください。

これまでにご意見をお寄せいただいた会員各位には心からの御礼を申し上げます。

(文責：東京外語会副理事長 会費問題特別委員長 淡野武司(S昭39))